

定 款

山八商事株式会社

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、山八商事株式会社と称し、英文では、Yamahachi Corporation と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むこと及び次の事業を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配又は管理することを目的とする。

- (1) 不動産の売買、賃貸、管理、運営、開発及び仲介業務
- (2) 不動産の信託受益権の保有及び売買
- (3) 不動産特定共同事業法に基づく事業及び関連する事業
- (4) M&A（企業の合併買収）に関する仲介・斡旋・アドバイザリー業務
- (5) 再生可能エネルギー等による発電、電気の供給及び販売
- (6) フィットネスクラブ、スポーツ施設の経営
- (7) レストラン、飲食店、喫茶店の経営
- (8) 公衆浴場の経営
- (9) 株式及び持分を所有する会社に対する経営指導及び管理・運營業務
- (10) 有価証券の投資、取得、保有、売却及び運用
- (11) 経営コンサルティング
- (12) 資産運用コンサルティング
- (13) 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を愛知県蒲郡市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、8,960,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 8 月 31 日とする。

(招集権者及び議長)

第 14 条 株主総会は、代表取締役がこれを招集し、議長となる。

- 2 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役及び取締役会

(員数)

第 18 条 当会社の取締役は、5 名以内とする。

(選任方法)

第 19 条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 21 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 24 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規則)

第 25 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 27 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

（員数）

第 28 条 当会社の監査役は、3 名以内とする。

（選任方法）

第 29 条 監査役は、株主総会において選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（補欠監査役の選任決議の効力）

第 30 条 補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

（任期）

第 31 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤の監査役）

第 32 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）

第 33 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会規則）

第 34 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(報酬等)

第 35 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 36 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 37 条 当社の事業年度は、毎年 9 月 1 日から翌年 8 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第 38 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 8 月 31 日とする。

- 2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第 39 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 2 月末日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 40 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

- 2 未払の配当金には利息をつけない。

附 則

(電子提供措置等採用の効力発生日)

第 41 条 定款第 15 条（電子提供措置等）の新設は、当社が振替株式（「社債、株式等の振替に関する法律」に規定する振替株式）を発行している会社となった日から効力を生ずるものとする。なお、本条は、当該効力発生後、これを削除する。

(株式分割の基準日)

第 42 条 2026 年 3 月 16 日までに開催される取締役会において決定される株式の分割の基準日は 2026 年 3 月 26 日とし、同日午後 5 時現在の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、株式の分割により株式の割当てを受ける株主とする。なお、本条は、当該基準日に係る株式の分割の効力発生後、これを削除する。

(発行可能株式総数等の規定の効力発生日)

第 43 条 第 6 条（発行可能株式総数）の変更、同第 8 条（単元株式数）及び同第 9 条（単元未満株式についての権利）の規定の新設は、2026 年 3 月 26 日までに開催される取締役会において決定される株式分割と同時に効力が発生するものとする。なお、本条は、定款第 6 条の変更、同第 8 条及び同第 9 条の新設の効力発生後、これを削除する。

1967 年 12 月 11 日	作成
1967 年 12 月 23 日	設立
1976 年 1 月 30 日	一部変更
1982 年 1 月 25 日	一部変更
1983 年 1 月 25 日	一部変更
1990 年 1 月 23 日	一部変更
1995 年 1 月 20 日	一部変更
2005 年 10 月 5 日	一部変更
2008 年 1 月 31 日	一部変更
2013 年 7 月 31 日	一部変更
2018 年 7 月 31 日	一部変更
2018 年 8 月 31 日	一部変更
2018 年 11 月 29 日	一部変更
2019 年 11 月 29 日	一部変更
2020 年 11 月 26 日	一部変更
2022 年 11 月 29 日	一部変更
2023 年 3 月 16 日	一部変更
2024 年 11 月 28 日	一部変更
2026 年 3 月 26 日	一部変更